

令和5年10月8日～12月17日(土)(日)限定

地元ガイドとめぐる縁結びの神様

土佐の宮島 伝統の美味 鳴無神社と 皿鉢ランチ

須崎の魚でおもてなし

※天候等により仕入れ先が久礼に変更になる場合があります。

旅行代金 4～6名様1組で
お申込みください

大人・子ども共通 (おひとりさま)

10,000円 (税込)

出発日

10月8(日)、15(日)、28(土)、29(日)
11月5(日)、12(日)、19(日)
12月2(土)、3(日)、9(土)、10(日)
16(土)、17(日)

須崎市巡航船

皿鉢料理イメージ

集合場所

Yショップ中平
(須崎市浦ノ内119-1)
須崎東IC下車10分

最少催行人数

4人

添乗員

同行しません

食事条件

1回

旅行代金に含まれないもの

飲み物代・おみくじ代

利用サービス

須崎市巡航船 (貸切)

申込締切

出発日の10日前の
午後5時まで

13:30 12:00 11:10 10:50 10:40 10:30

解散

←

昼食

←

巡

←

鳴無神社参拝

←

巡

←

ガイドと合流

←

集合

←

巡航船に乗船

←

横濱船着場を出発

←

地元ガイドがご案内

←

巡航船に乗船

←

横濱船着場を出発

←

地元ガイドがご案内

←

巡航船に乗船

←

横濱船着場を出発

←

地元ガイドがご案内

ご旅行条件(要約)

※詳しい旅行条件を説明した書面をお渡ししますので、事前にご確認のうえお申し込みください。

この旅行は一般社団法人奥四万十高知(以下「当社」といいます)が旅行企画・実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。契約の内容・条件は、ホームページ・パンフレット等、別途お渡しする旅行条件書、旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行の部によりします。

●お申し込みと旅行契約の成立 (1)旅行のお申し込みは所定の申込書にご記入の上お申込金を添えてお申し込みください。＜申込金：お一人様につき 5,000円以上＞当社が契約の締結を承認し、申込金を受理したときに契約が成立します。電話、郵便、FAX等により予約いただいた場合は、当社が予約を承諾する旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申し込みの手續きをお願いいたします。

(2)申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取扱います。(3)団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。

●旅行代金に含まれるもの (1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事料金、観光料金(入場・拝観・ガイド等)及び消費税など諸税 (2)添乗員が同行するコースでは、添乗員経費、団体行動に必要な心付けを含みます。(3)上記の諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

●取消料 お客様はいつでも次による取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。

旅行契約の解除期日<日帰り旅行>	取消料(おひとり)
旅行開始日の前日から 起算してさかのぼって	9日前に当たる日以前 無料
	10日前に当たる日以降 旅行代金の20%
	7日前に当たる日以降 旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日の当日	旅行代金の50%
旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の100%

●特別補償 お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体または手荷物の上に被った一定の損害についてあらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

●旅程補償 当社は当パンフレットに記載した契約内容のうち、当社旅行業約款(募集型企画旅行の部第29条別表第二)に掲げる重要な変更が生じた場合は同条に定める所による変更補償金をお支払いいたします。

●基準日 この旅行代金は令和5年8月8日現在の運賃・料金を基準としております。

《旅行企画・実施》

一般社団法人奥四万十高知

高知県高岡郡津野町永野257 〒785-0201

TEL 0889-55-3755

FAX 0889-55-3770

■営業時間 9:00～17:30 土・日・祝休み
■高知県知事登録旅行業3種第139号
■総合旅行業務取扱管理者／向井 利夫

■募集型企画旅行実施可能区域
津野町、須崎市、梶原町、中土佐町、四万十町
高知市※ ※は交通拠点のある区域



奥四万十
OKU-SHIMANTO

自然豊かな奥四万十の魅力発信



総合(国内)旅行業取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。この旅行契約に關し、不明な点があれば、ご遠慮なく上記の旅行業取扱管理者へお尋ねください。